

手 数 料 表

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。実際に適用する手数料については、契約書などにより下記の範囲で定めた手数料を適用させていただきます。

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

類型	サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
共通	求人受理時の事務費用	<u>無 料</u> (申し込みについての手数料は一切いただきません)
共通	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または、1,500,000 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または、1,500,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
一般登録型	求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または、1,500,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
サーチ／スカウト型	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>10,000 円</u> 活動 1 日あたり <u>20,000 円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40% (または、2,000,000 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40% (または、2,000,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
再就職支援型	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>30,000 円</u> 活動 1 日あたり <u>30,000 円</u> 成功報酬 <u>50,000 円</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

※ 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆ 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社 3 ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 80%
- (2) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 50%
- (3) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 20%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることになった場合においては、この返戻金制度を適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別に定めをする場合があります。

許可番号 11-ユ-300905
事業所の名称 株式会社 SE・AGENCY
所在地 埼玉県さいたま市南区白幡 4-21-11
ラ・ヴィール武蔵 101 号